

# ものづくりのまち「あまがさき」再生特区

都道府県名：

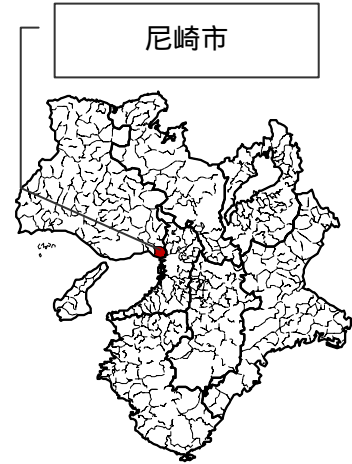
兵庫県

申請主体名：

尼崎市

区域の範囲：

尼崎市の区域の一部（工業再配置促進法第二条第一項に規定する移転促進地域）



特区の概要：

産業都市として発展してきた尼崎市は、事業所の過度の流出により、まちの活力に大きな影響を及ぼしている。このため本市域の工業再配置促進法の移転促進地域からの除外を実現し、ものづくりのまちとしての再生に向けて、既存のものづくり産業の高度化や新事業展開への支援、国内外企業の新規立地促進、企業間交流の促進等による地域産業の活性化や雇用の創出を通じて、まちの活力再生を図る。

適用される規制の特例措置：

・移転促進地域からの除外による事業者の交流連携の促進

